

# 「大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業」により導入された蓄電池の活用による再生可能エネルギー優先接続枠公募要領（第6次）

令和4年11月14日  
福島県

## 1 公募の趣旨

本公募は、「大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業」により導入された東北電力ネットワーク株式会社南相馬変電所の蓄電池（以下「南相馬変電所蓄電池」という。）について、避難解除区域等の再生可能エネルギー導入支援と、これに伴う復興支援のために活用するにあたり、接続の対象とする発電設備を募集するものです。

南相馬変電所蓄電池の接続枠（以下「優先接続枠」という。）に選定された発電設備は、東北電力ネットワーク株式会社との接続契約において、現在無制限無補償となる出力抑制の上限が年間30日（以下「出力抑制30日ルール」という。）となります。

## 2 南相馬変電所蓄電池について

### （1）所在地（設置場所）

東北電力ネットワーク株式会社南相馬変電所内

### （2）運転開始日

平成28年2月26日

### （3）再生可能エネルギー接続容量

50,000kW

## 3 今回の公募（接続）容量

合計22,967kW

## 4 公募対象

### （1）接続事業者等の要件

以下の要件を必ず満たしているものとする。

#### ① 対象地域

発電設備の所在地が、別表1記載の避難解除区域等に位置すること。

#### ② 対象とする発電設備・調達価格

太陽光発電設備のうち、平成26年度から令和3年度までに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「改正再エネ特措法」という。）第9条第3項の規定に基づく事業計画認定を取得済みであること。

#### ③ 対象とする発電設備の規模

50kW以上（0.1kW単位）とする。なお、複数の発電設備をまとめたの申請は

受け付けない。

④ オンライン制御装置の設置  
オンライン制御装置を設置すること。

⑤ 市町村に対する事業説明  
市町村に対して事業説明を実施していること。

※「市町村に対する事業説明及び市町村意見書（様式第6号）」により、事業者において申請者情報及び事業概要について市町村に説明し、市町村からは意見を付して県に対して提出する。

(2) 特別目的会社(SPC)等設立前の申請について

SPC設立前の場合に主たる出資者が申請を行うことも可能とする。ただし、設立されるSPCが本公募の要件を満たさなければならない。

## 5 公募期間

令和4年11月14日（月）～令和4年12月14日（水）

※「市町村に対する事業説明及び市町村意見書（様式第6号）」は令和4年12月7日（水）までに市町村に提出すること。

※公募容量が埋まらなかった場合、追加で公募を行う可能性がある。

## 6 選考

(1) 接続事業者の決定

以下の評価項目について審査を行い、公募容量の範囲内で接続事業者を選定する。

- ① 地域との協議状況
- ② 発電設備の維持管理体制
- ③ 地域貢献
- ④ 市町村意見

(2) 選考結果の公表

選考結果について下記事項を福島県のHPに公表するとともに東北電力ネットワーク株式会社へ通知する。

- ① 事業者名（個人の場合は個人名）
- ② 発電設備の容量
- ③ 発電設備を設置する市町村名
- ④ 申請の件数・申請容量

## 7 応募申請手続き

(1) 提出書類

① 申請書

『「大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業」により導入された蓄電池の活用による再生可能エネルギー優先接続枠申請書』（様式第1号）

② 添付書類

ア 発電事業を実施している、又はしようとする事業者の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本。ただし、個人（事業主）の場合は、発電事業を実施している、又はしようとする者の住民票

イ 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」の規定に基づく「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」の写し。

ウ 発電設備位置図

エ 同意書（様式第2号）

オ 【該当者のみ】 確約書（様式第3号）

※SPC設立予定もしくは設立済みのSPCへ名義変更を予定している場合に提出すること。

(2) 提出窓口

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）

福島県企画調整部エネルギー課 南相馬蓄電池優先接続枠担当 宛

※郵送（簡易書留又は特定記録郵便）により提出すること。

(3) 提出部数

1部

(4) 問合せ方法及び問合せ先

本公募に関する問合せは、質問票に記入の上、以下のアドレス宛に電子メールにて行うこと。

（宛先）福島県企画調整部エネルギー課 南相馬蓄電池優先接続枠担当

（アドレス）re\_energy@pref.fukushima.lg.jp

(5) その他（留意事項）

- ① 1発電設備を1申込とする。
- ② 公募期間に申請書類が到着しない場合、申請は認められない。ただし、申請期間内の消印があるものについては、有効に受け付けしたものとみなす。
- ③ 提出後の申請書類の修正は認めない。ただし、福島県から資料の追加提出を依頼する場合がある。
- ④ 福島県が、本公募で知り得た情報は、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に向けた対応等に使用する場合がある。また、記載内容の確認等のため、東北電力ネットワーク株式会社に本公募で知り得た情報を提供する場合がある。
- ⑤ 福島県は、東北電力ネットワーク株式会社に対し、本公募に関わる系統連系申込みの協議状況等を確認する場合がある。
- ⑥ 簡易書留又は特定記録郵便を利用しないで、申請書類等が未着となった場合、福島県では責任を負わない。

## 8 接続事業者の接続の解除について

以下に該当する場合は、福島県が優先接続枠による接続への選定を解除し、解除を公表すると共に東北電力ネットワーク株式会社に通知する。

なお、接続事業者において、以下に該当する事象が発生したことを確認した場合は、後述9に準じて福島県へ取下げ手続きを行なうこととする。

- (1) 申請書の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 確約書（様式第3号）に記載されているSPCが本公募要件を満たさないことが確認された場合
- (3) 優先接続枠を第三者に譲渡した場合
- (4) 東北電力ネットワーク株式会社との接続契約の効力が失われた場合
- (5) 申請設備における発電事業の継続ができなくなったと県が判断した場合
- (6) 申請者が法令等の規定に違反し、県が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該違反行為を改めない、又は止めない場合
- (7) 公募要領に反する事項があった場合
- (8) 申請者が反社会的勢力に該当する者となった場合、または自らもしくは第三者を利用して反社会的行為を行なった場合
- (9) 平成26年度から令和3年度までに取得した固定価格買取制度における事業計画認定が失効となった、又は取下げした場合（FIP制度への移行を含む）

## 9 取下げの手続について

申請以降、取下げを希望する場合は『「大容量蓄電システム需給バランス改善実証事業」により導入される蓄電池の活用による再生可能エネルギー優先接続枠申請取下書』（様式第4号）を、7(4)申請窓口へ1部提出すること。

## 10 名義変更等の届出について

確約書（様式第3号）に記載したSPCへ名義変更等を行った場合には「届出書（特別目的会社等設立・名義変更）」（様式第5号）を7(4)申請窓口へ1部提出すること。

## 11 その他

選定された発電設備に出力抑制30日ルールを適用するためには、公募の終了以降、東北電力ネットワーク株式会社への申出および契約に関する手続きが必要となる。

なお、本公募での優先接続枠は、系統の熱容量の連系枠とは異なるものであるため、優先接続枠に採択された場合であっても、系統の熱容量による連系制約等を受ける場合がある。

〈契約の手続きに関する問合せ〉

東北電力ネットワーク株式会社ネットワークサービスセンター

別表1 公募対象地域

市町村名	町丁・大字
福島県 田村市	都路町岩井沢、都路町古道、常葉町堀田、常葉町山根、船引町中山、船引町横道
福島県 南相馬市	鹿島区 大内、小島田、烏崎、川子、南右田 原町区 青葉町、旭町、東町、石神、泉、牛越、大谷、大木戸、大町、小川町、押釜、萱浜、金沢、上太田、上北高平、上渋佐、上高平、上町、北泉、北長野、北新田、北原、北町、国見町、牛来、栄町、桜井町、信田沢、下太田、下北高平、下渋佐、下高平、高見町、中太田、長野、仲町、錦町、西町、橋本町、日の出町、深野、二見町、本陣前、益田、三島町、南町、本町、矢川原、江井、大原、大甕、小木迫、小沢、小浜、雫、下江井、高、堤谷、鶴谷、米々沢、片倉、高倉、馬場 小高区 泉沢、井田川、浦尻、上根沢、蛭沢、大井、大町、岡田、小高、女場、小谷、片草、上浦、上町、北鳩原、小屋木、下浦、関場、田町、塚原、角部内、仲町、行津、西町、羽倉、飯崎、東町、福岡、藤木、水谷、南小高、南鳩原、南町、耳谷、村上、本町、吉名、大富、大田和、神山、川房、金谷
伊達郡 川俣町	山木屋
双葉郡 広野町	大字折木、大字上浅見川、大字上北迫、大字下浅見川、大字下北迫、大字夕筋、中央台、広洋台
双葉郡 檜葉町	大字井出、大字大谷、大字上小埜、大字上繁岡、大字北田、大字下小埜、大字下繁岡、大字波倉、大字前原、大字山田岡、大字山田浜
双葉郡 富岡町	大字毛萱、大字下郡山、大字上郡山、大字上手岡、小浜、大字小浜、大字仏浜、中央、本町、大字大菅、大字小良ヶ浜、大字本岡、字夜の森、桜
双葉郡 川内村	大字上川内、大字下川内
双葉郡 大熊町	大字大川原、大字夫沢、大字小良浜、大字熊、大字熊川、大字小入野、大字下野上、大字野上
双葉郡 双葉町	大字中野、大字中浜、大字両竹、大字石熊、大字上羽鳥、大字鴻草、大字郡山、大字渋川、大字下羽鳥、大字新山、大字寺沢、大字中田、大字長塚、大字細谷、大字前田、大字松倉、大字松迫、大字水沢、大字目迫、大字山田
双葉郡 浪江町	大字請戸、大字北幾世橋、大字幾世橋、大字権現堂、大字高瀬、大字棚塩、大字中浜、大字西台、大字藤橋、大字両竹、大字牛渡、大字小野田、大字加倉、大字苧宿、大字川添、大字酒田、大字田尻、大字立野、大字樋渡、大字谷津田、大字赤字木、大字井手、大字大堀、大字小丸、大字川房、大字酒井、大字下津島、大字末森、大字津島、大字羽附、大字昼曾根、大字南津島、大字室原
双葉郡 葛尾村	大字上野川、大字野川、大字落合、大字葛尾
相馬郡 飯舘村	芦原、大倉、佐須、須萱、二枚橋、八木沢、飯樋、伊丹沢、白石、草野、小宮、関沢、関根、沼平、比曾、深谷、前田、松塚、蕨平、長泥